

特別養護老人ホーム あんのん

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

契約書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(平戸市 指定 第 4290700071 号)

社会福祉法人 敬昌会

長崎県平戸市戸石川町950番地

TEL:0950-23-8815 担当者: _____

目次

第一章 総 則	3
第二章 サービスの利用料と料金の支払い	6
第三章 事業者の義務	7
第四章 契約者の義務	8
第五章 損害賠償等	9
第六章 契約の終了	10
第七章 その他	11

指定介護老人福祉施設サービス利用契約

様(以下「契約者」という。)と社会福祉法人 敬昌会(以下「事業者」という。)は、契約者が特別養護老人ホーム あんのん(以下「施設」という。)において施設から提供される指定介護老人福祉施設サービスを受け、それに対する利用料金を支払う事について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り生活の場として自律的な日常生活を営むことができるように支援する事を目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等の使用とともに、第6条及び第7条に定める指定介護老人福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業所が契約者に対して実施する指定介護老人福祉施設サービスの内容利用期間、費用等の事項(以下「施設サービス計画」という。)は別紙『重要事項説明書』に定めるとおりにします。

第2条 (契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、契約締結の日から6ヵ月間とします。ただし、契約者の契約時の要介護認定等の有効期間満了日が、上記の契約期間の満了日より前に到来し、要介護認定等が更新される場合は、更新後の要介護認定等有効期間の満了日を待って本契約期間の満了日とします。
- 2 契約満了日の7日前までに契約者から契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に6ヵ月同じ条件で更新され、以後も同様とします。更新後の契約期間についても前項の但書が適用されます。

第3条 (利用期間)

契約者から特に申し入れがない場合は、利用期間を契約締結日から6ヵ月間とし、利用期間満了の7日前までに利用中止の申し入れがない場合には、さらに6ヵ月間更新するものとします。

第4条（利用の中止・変更・部屋の移動）

- 1 契約者は、利用期間中であっても、サービスの利用を中止又は変更する事が出来ます。又、事業者は契約者の日常生活上別の個室への移動が必要と認められる場合、本人、家族等との協議の上移動できるものとします。
- 2 前項の場合には契約者は利用の中止又は変更の7日前までに事業者に申し出るものとします。
- 3 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の実施・変更の申し出に対して、施設が満室で契約者が希望する機関にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能機関・サービスを提示して協議します。
- 4 第1項により利用者がサービスの利用を中止し、施設退所する場合において、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行います。
- 5 契約者が入所時の個室(部屋)から別の個室への移動については各ユニットの日常生活の中で急激な体調変化及び入所者間のトラブル等が発生し、他のユニットの生活の方が契約者にとって生活しやすいと判断した場合は部屋の移動を行うものとします。

第5条（施設サービス計画の決定・変更・交付）

- 1 事業者は、介護支援専門員が施設サービス計画書の作成に関する業務を担当します。
- 2 事業者は、介護支援専門員が施設サービス計画について契約者に対して説明を行い、同意を得た上で決定し書面を交付します。
- 3 事業者は、更新時若しくは契約者及び家族などの要請、又は、契約者の状況の変化に応じて、介護支援専門員に施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得ます。

第6条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において契約者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助その他日常生活の世話及び機能訓練を提供します。

第7条（ 介護保険給付対象外のサービス ）

- 1 事業者は、理美容のサービスと、特別な食事等を介護保険給付対象外のサービスとして提供します。（有料）
- 2 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者及びその家族等に対しても分かりやすく説明します。

第8条（ 事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不可能 ）

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、危険を伴う悪天候、その他事業者の責に帰すべきでない事由によりサービスが実施出来なくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

第9条（ 身元引受人 ）

契約者は、自身の入居後の支払いや契約中に関わる手続き等の為、その家族などにおいてあらかじめ身元引受人を定めることに同意します。

身元引受人の主な責任は以下の通りとします。

- ① 事業者に対する支払い等の経済的責務
- ② 入院等に関する手続き、またその費用負担
- ③ 契約終了後のご契約者の受け入れ先確保
- ④ ご契約者が死亡した場合のご遺体および残置物の引き取り等の対応。

第10条（ 委任契約 ）

契約者は、契約有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失われている場合及び失うと予想される場合に備えて、契約者に代わる意思決定者（以下「代理人」という。）として家族等をあらかじめ代理人と定めることに同意します。

第11条（ 運営規程の遵守 ）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行います。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明する事とします。
- 3 契約者は、前項の変更同意が出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ます。

第二章 サービスの利用料と料金の支払い

第12条（サービス利用料の支払い）

- 1 契約者は、第6条、第7条に定めるサービスを受けた場合及び第13条に定める個室料負担等は別紙「重要事項説明書」に定めるサービス利用料を事業者を支払うものとします。
- 2 前項の他、契約者は利用期間中の利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 3 事業者は、前項に規程する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得ます。
- 4 契約者は、サービス利用料を、別紙『重要事項説明書』で定める所定の利用料支払い方法に基づいて支払うものとします。

第13条（個室料及び管理料負担）

契約者は定められた個室料を支払い、ユニット内の光熱費等の管理料を負担するものとします。

第14条（利用料の変更）

- 1 第12条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料を変更する事が出来ます。
- 2 第12条に定めるサービス利用料については、経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、事業者は契約者に対して説明をした上で当該サービスの利用料を相当な額に変更する事が出来ます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ます。

第15条（利用料の減免）

契約者が低所得者及び生活保護受給者である場合は、別に定める減免規定に基づき利用料を減免する事が出来ます。

第三章 事業者の義務

第16条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体の安全・確保に配慮します。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態等の必要な事項について施設の嘱託医、看護職員、もしくは主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関と連携をし、契約者から聴取、確認した上でサービスを実施します。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又はその他利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 事業者は、契約者に対する指定介護老人福祉介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。
- 6 事業者は、サービスの提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 7 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行います。

第17条（個人情報使用同意）

- 1 事業者は、契約者の同意なしに個人情報を使用しません。
- 2 次の各号に上げる場合は、本契約を持って事前同意があったものとします。
 - (1) 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、契約者の施設サービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合。
 - (2) 契約者が緊急に医療の必要性がある場合。
 - (3) 契約者が、入院等医療機関で受診する時に医療機関に対し使用する場合。
 - (4) 事業者が、契約終了によって契約者を他の施設へ紹介するなどの援助を行う際に使用する場合。
- 3 個人(集合)写真・映像の取扱については、次の各号に掲げる事項について本契約をもって承諾があったものとします。但し、本契約書末尾添付の「個

人情報の使用についての回答書」に記載の範囲内での取扱とします。

- (1) 事業者が撮影した全ての写真・映像について、その著作権は事業者に帰属します。写真・映像の使用範囲は事業者の活動記録及び広報活動に限定します。但し、事業者の活動紹介の補足資料として、写真・映像を第三者機関に提供する場合があります。
- (2) 被写体となる個人の肖像権を侵害することの無いよう、必ず事前に撮影についての同意を得るとともに、拒否する方法を明示することとします。本人(または代理人)から拒否の申し出が合った場合には、当該個人の撮影は行ないません。但し、集合写真・映像等で個人が特定できない写真・映像についてはこの限りではありません。
- (3) 事業者の広報(新聞、テレビ、チラシ、ホームページ等)活動に使用する写真・映像は、被写体である本人(または代理人)の同意を得たものに限ります。但し、集合写真・映像等で個人が特定できない写真・映像についてはこの限りではありません。

第四章 契約者の義務

第18条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取る事を認めるものとします。但し事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をします。
- 3 契約者は、事業者の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、別のユニットの居室への変更をはじめ共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第19条 (一時外泊及び外出)

- 1 契約者は、事業者の同意を受けた上で、概ね6日間以内の期間で施設外で宿泊できるものとします。(外泊の初日と最終日は除きます。) その場合、契約者は外泊開始日の2日前までに事業者に届けるものとします。
- 2 契約者は事業者の同意を受けた上で外出できるものとします。 外出、外泊

の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出るものとします。

第20条（契約者の禁止行為）

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をする事は許されません。

- (1)決められた場所以外での喫煙。
- (2)サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事。
- (3)事業者の許可を得ない飲食物、酒類の持ち込み、飲食を行う事。
- (4)他の利用者や施設に迷惑な損害を与える恐れがある物品の持ち込み。
- (5)個室に於いての火気の取り扱い。

第五章 損害賠償等

第21条（損害賠償の責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、事業者の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者にも故意または重大な過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じることが出来ます。
- 2 前項の損害賠償は、施設が加入している保険の範囲内において行います。
- 3 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。

第22条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、次の各号に該当する場合には、事業者の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

- (1)契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴棟の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (2)契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3)契約者の急激な体調変化など、施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (4)契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第六章 契約の終了

第23条（契約終了の事由、契約終了の援助）

契約者は、次の各号に掲げる事項の場合は契約を終了するものとします。

- (1)契約者が死亡した場合。
 - (2)要介護認定により契約者の心身状況が要支援又は自立と判断された場合。
 - (3)契約者が6ヵ月以上当事業所のサービスの利用がない場合。
 - (4)事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - (5)施設の滅失や重大な損壊により、サービスの提供が不可能となった場合。
 - (6)事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
 - (7)第23条から第24条に基づき本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、前項イ号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

第24条（契約者からの解約）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約する事が出来ます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

第25条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が次の各号に該当する場合には、本契約を解約する事が出来ます。

- (1)契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- (2)契約者による、第11条第1項、第2項に定めるサービス利用料の支払いが正当な理由なく6ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合。
- (3)契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事等によって、本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合。

第26条（清算）

第23条第1項により本契約が終了した場合において、契約者又は第10条に定める代理人が、すでに実施されたサービスに対する利用料支払い義務及び第18条第3項（原状回復義務）、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時は、契約終了日から2週間以内に清算するものとします。

第27条（残置物の引き取り等）

- 1 契約者は、本契約終了後、契約者の残置物がある場合、その残置物の引き取りの責を負うものとします。
- 2 契約者が残置物の引き取りを行えない場合は、第10条・第11条に定める代理人及び身元引受人が残置物の引き取りの責を負うものとします。
- 3 事業者は、本契約が終了した後、契約者又は代理人及び身元引受人にその旨連絡します。
- 4 契約者又は代理人及び身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は、代理人及び身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 5 事業者は、前項の但書きの場合を除いて、契約者又は代理人及び身元引受人が引き取りに相当な時間が過ぎても残置物を引き取る責任を履行しない場合には、当該残置物を事業者側で処分します。但し、その処分にかかわる費用は契約者又は残置物引取人の全額負担とします。

第七章 その他

第27条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意を持って協議します。

第28条（契約者の同意）

契約者が、別紙『重要事項説明書』及び本契約の説明を受け同意する場合、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

(別添)

個人情報の使用についての回答書

社会福祉法人 敬昌会
管理者 久枝 啓介 殿

私 _____ は、社会福祉法人 敬昌会が行なう、個人情報(写真、映像、氏名、年齢等)の使用について下記のとおり回答します。

1. 写真について 同意する 同意しない

2. 映像について 同意する 同意しない

3. 氏名について 同意する 同意しない

4. 年齢について 同意する 同意しない

5. 面会について、制限される方はおられますか

いる いない

※おられる場合具体的に記入をお願いします。

6. その他(個人情報の使用に関してご要望があればご記入ください。)
